

犬山市民文化会館等自動販売機設置事業者募集要項

1 入札に付する事項

犬山市では、行政財産である犬山市民文化会館等の施設内の一部を賃貸する方法により自動販売機の設置を行います。このため、自動販売機設置事業者(以下、「設置事業者」という。)を決定するための一般競争入札を行います。

この募集に参加される方は、本要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

2 入札物件

入札物件は、下記2件(清涼飲料水自動販売機)とし、複数の物件の入札に参加することができます。

入札物件1 するすみふれあい広場、犬山市民文化会館、犬山市南部公民館への自動販売機設置

清涼飲料水自動販売機 計3台(最大4台設置可/屋外1台、屋内2~3台)

【条件等】

※1 清涼飲料水自動販売機の設置可能外形寸法及びコンセントの有無等

下表のとおり

※2 設置場所は、入札物件①~③のとおり

※3 するすみふれあい広場には、今後清涼飲料水以外の自動販売機を別に設置する可能性あり

番号	自動販売機設置施設名	所在地	設置台数	設置可能な自動販売機及びゴミ箱の大きさ	貸付面積	その他条件	コンセントの有無
①	するすみふれあい広場	愛知県犬山市羽黒摺墨22番地1	1台	自動販売機 幅1.3m×奥行0.9m、ゴミ箱幅0.5m×奥行0.5m×2個まで	1.67㎡	-	有
②	犬山市民文化会館	愛知県犬山市羽黒摺墨11番地	2台まで可	自動販売機 幅2.4m×奥行0.9m、ゴミ箱幅0.7m×奥行0.55mまで	2.545㎡	当該スペース入口は幅117cm×高さ208cm 会館開館時のみ利用可 ※令和8年3月~6月休館予定	有
③	犬山市南部公民館		1台	自動販売機 幅2.2m×奥行0.9m(ゴミ箱設置スペース含む)	1.98㎡	当該スペース入口は幅83cm×高さ213cm 公民館開館時のみ利用可 ※講堂のみ令和8年7月~9月休館予定	有

貸付面積にはゴミ箱スペースを含みます。

入札物件2 犬山市立図書館への自動販売機設置

清涼飲料水自動販売機 計1台(屋内1台)

【条件等】

※1 清涼飲料水自動販売機の設置可能外形寸法及びコンセントの有無等

下表のとおり

※2 設置場所は、入札物件④のとおり

番号	自動販売機設置施設名	所在地	設置台数	設置可能な自動販売機及びゴミ箱の大きさ	貸付面積	その他条件	コンセンタの有無
④	犬山市立図書館	愛知県犬山市大字 大山宇東古券322番 地1	1台	自動販売機 幅1.25m×奥行 0.9m、ゴミ箱幅0.9m×奥行 0.5mまで	1.575㎡	-	有

貸付面積にはゴミ箱スペースを含みます。

3 自動販売機の設置条件

- (1) 行政財産の貸付期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間とします。ただし、契約期間中であっても、犬山市が公用・公共用に供するため土地の使用が必要とするときは、契約の解除をする場合があります。
- (2) 行政財産は、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの設置において貸し付けるもので、それ以外の目的には使用できないものとします。
- (3) 落札者(設置事業者)が入札した額に消費税及び地方消費税を加算し、1年間の使用料とします。使用料は、犬山市の発行する納入通知書により、犬山市の指定する期限(毎年度8月末を予定)までに納入してください。なお、使用料の年額の契約金額に係る消費税及び地方消費税は、犬山市が発行する納入通知書の発行時において適用される消費税率を適用することとします。
- (4) 自動販売機の設置及び撤去に関する工事費(電気工事含む。)、移転費等の費用は、全て設置事業者の負担とします。また、電気使用料についても、設置業者の負担とします。また、設置事業者において適正な計量機(子メーター)を設置し、年額電気使用料(設置期間が1年に満たない場合はその期間の額)を犬山市が指定する期限までに全額納入してください。
- (5) 設置する自動販売機の機器については、上記入札物件毎の条件を満たし且つ次に掲げる条件を満たしたものとしてください。
 - ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
 - イ 10円、50円、100円、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
 - ウ 指定した外形寸法の値を超えないものであること。
 - エ 自動販売機の機種は、電圧100V、電流10A程度のものであること。
- (6) 契約期間中は、次の事項を遵守してください。
 - ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
 - イ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、犬山市の指示に従い、施設の運営及び利用者の妨げにならないように配慮すること。
 - ウ 販売品目は、清涼飲料水、お茶、水、コーヒー、紅茶等の飲料とし、酒類、煙草の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器にすること。
なお、商品の具体的な構成については、落札後、事前に犬山市と協議を行うこと。
 - エ 設置事業者は、本件に係る自動販売機の売上状況を、別に犬山市が指定する期日までに犬山市に報告すること。
 - オ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- カ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- キ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続き等を行うこと。
- ク 自動販売機の清掃を行い、清潔を保つこと。
- ケ 自動販売機を設置するにあたっては、転倒防止対策、火災予防対策を十分行い、据付面を確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないかを確認すること。
- コ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- サ 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故については、犬山市に報告するとともに、設置事業者の責任において解決すること。
- シ 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、市長が許可した場合はこの限りではない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を犬山市に請求することはできないこととする。
- (7) 本募集要項の条件に違反する行為があると認める場合は、使用許可を取り消します。

4 設置事業者入札参加資格要件

次の要件を満たす法人又は犬山市が認める下記福祉団体に限り、本件入札に参加することができます。

- (1) 法人においては、愛知県内に本店、又は支店を有すること。
- (2) 本件の入札において犬山市が認める福祉団体とは、犬山市心身障害児（者）父母の会及び犬山市身体障害者福祉協会（以下「福祉団体」という。）とする。
- (3) 自動販売機の設置業務（自らが管理するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。福祉団体においては、下請する事業者が上記の免許を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく犬山市入札参加の制限を受けていない者であること。
- (6) 愛知県出納事務局指名停止取扱要領（平成12年4月1日施行）、犬山市入札参加指名停止措置要綱（平成6年犬山市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていない、または暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (7) 法人においては、次に掲げる国税、県税、市税の未納がないこと。

ア 国税

- ・法人税、消費税及び地方消費税

イ 県税（愛知県）

- ・法人事業税、法人県民税

- ウ 市税（犬山市）
・法人住民税、固定資産税

5 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

①郵送の場合

受付期間：令和7年5月20日（火）～令和7年6月10日（火）必着

送付先：〒484-0895 愛知県犬山市羽黒摺墨11番地

犬山市教育委員会 教育部 文化推進課
市民文化会館

※簡易書留または書留により送付してください。

※申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。

②持参する場合

受付期間：令和7年5月20日（火）～令和7年6月10日（火）
（開館日の午前9時～午後5時まで）

提出先：愛知県犬山市羽黒摺墨11番地

犬山市教育委員会 教育部 文化推進課 市民文化会館

(2) 申込みに必要な書類（各1部）

① 入札申込書（様式1）

② 誓約書（様式3）

③ 証明書類（発行日から3月以内のもの）

法人の場合・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

福祉団体の場合・・・団体概要、令和6年度の決算書及び令和7年度の予算書

④ 入札参加資格要件4-(3)の実績証明書類（契約書の写し等）

⑤ 入札参加資格要件4-(4)の許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

⑥ 国税、県税、市税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

（法人の場合のみ）

ア 国税

- ・法人税、消費税及び地方消費税

イ 県税（愛知県）

- ・法人事業税、法人県民税、自動車税

ウ 市税（犬山市）

- ・法人市民税、固定資産税

⑦ 設置予定の自動販売機及び販売品目の説明（様式自由）

(3) その他

- ・入札保証金及び契約保証金については、免除とします。
- ・電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和7年6月11日（水）

午前10時00分 入札物件1

午前10時05分 入札物件2

※入札の進行において時間が前後する場合があります。

(2) 場所

愛知県犬山市羽黒摺墨11番地

犬山市南部公民館 2階 会議室1

7 入札について

(1) 入札書の様式は、様式2を使用してください。

※定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するとともに、その封筒の表面に入札物件番号を油性ボールペン等で記入してください。

※封筒の記入については、別紙「入札の留意事項」を参照してください。

(2) 入札金額は、使用料の年額を消費税及び地方消費税を含まない価格（100円単位）で記入してください。

落札後の契約金額については、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって使用料の年額とし、消費税及び地方消費税については、犬山市が発行する納入通知書の発行時において適用される消費税率とします。（納入通知書の発行は、毎年度8月を予定）

(3) 落札者は、犬山市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(4) 予定価格に達しない場合、直ちに再入札を行います。入札回数は、第1回を含め3回以内（3回分の入札書を準備）とします。

(5) 代表者以外の方が入札に出席される場合は委任状（様式4）が必要です。

(6) 入札を辞退される場合は、その旨文書（任意様式）にて連絡してください。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

①入札参加資格がない者が入札したもの

②指定の期間内に提出しなかったもの

③入札物件番号、入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの
又はこれらが分明でないもの

④入札書の訂正をしたもの

⑤入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの

⑥その他入札に関する条件に違反したもの

8 契約の手続き

落札後、設置事業者は、犬山市と契約書を取り交わしてください。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、犬山市が指定する期日までに契約書の取り交わしに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が入札参加資格を失った場合
- (3) 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

10 その他

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間の自動販売機の施設別売上実績については、別紙「各施設別自動販売機売上実績」を参照してください。
- (2) 契約の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (3) 福祉団体が設置事業者となる場合は、契約書締結前に、下請承認願の提出が必要となります。
- (4) 犬山市ホームページ上で決定金額及び設置事業者名を掲載します。

11 問い合わせ

【本件の入札に関すること】

- ・質問は書面(様式不問)にて令和7年5月27日(火)までに、FAX、Eメール、郵送又は持参してください。
- ・質問及びその回答については、入札参加者全員が把握すべき内容と犬山市が判断した場合は、入札参加者全員に通知します。

犬山市教育委員会 教育部 文化推進課 市民文化会館(中島、柴田)

電話 0568-67-2411 (直通) FAX: 0568-67-9940

Eメール: 070311@city.inuyama.lg.jp